

青梅市市民ホールに関する懇談会
報告書

令和4（2022）年

11月

青梅市市民ホールに関する懇談会

序章 はじめに.....	1
I 懇談会の目的、位置付け等	2
II 課題	2
III 付帯提案	4
第1章 「新たな文化施設」に求められるもの(コンセプト).....	5
I 旧市民会館に代わる施設(ホール機能).....	5
II まちの新しい中心施設	5
III 「美しい山と溪谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」を体現	6
第2章 「新たな文化施設」の機能・形態	7
I ホールに求められる機能・形態	7
II 交流施設として求められる機能・設備	8
III 自然との調和・まちのランドマークとなる外観等	9
第3章 「新たな文化施設」の運営	10
I 「新たな文化施設」が推進すべき事業	10
II 利用促進	10
III 運営組織と人材	11
参考資料	12
I 青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱	12
II 青梅市市民ホールに関する懇談会委員名簿	13
III 青梅市市民ホールに関する懇談会開催経緯	14
IV 懇談会での主な意見	15

序章 はじめに

この報告書は、令和２年度に設置された「青梅市市民ホールに関する懇談会（以下「懇談会」という。）」の検討結果を取りまとめたものです。実際の議論は、新型コロナウイルスの影響を受けながら、約１年半にわたり、ワークショップなどを交え、様々な方法にて計７回開催してきました。懇談会は、審議会等の諮問機関ではなく、東青梅１丁目地内諸事業用地等の利活用における主要な施設の一つである市民ホールに関する事項の検討に当たり、市民、利用者、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として検討を進めてきました。

検討を進めるにあたり、建設予定地となる東青梅１丁目地内諸事業用地内でのホールの位置付け、「青梅市中心市街地活性化基本計画」における位置付けを踏まえ、先に供用が開始されている青梅市文化交流センター等を含め、単にホール機能としての検討にとどまらず、まちの賑わい創出につながる「新たな文化施設」として青梅市のまちづくりに果たす役割まで、幅広い範囲での議論を行ってきました。懇談会設置前の様々な経緯や問題を含んだ状態で始まった懇談会では多様な立場による様々な考えがあり、必ずしも一つの結論として絞れない課題も多く、本報告書提出後の基本計画や実施にあたる検討に委ねる部分も多々あります。しかし、市民選出の委員を含めた懇談会委員の共通する想いとしては、この施設が青梅市にとって真に必要なものとなり、青梅市の活性化、「100年後も愛されるシンボル」となり、「すべての市民が利用し、憩う場」となってほしいとの希望があります。また、文化が芸術文化のみに捉われず、すべての市民に日常として親しんでもらえる施設であってほしいとの想いもありました。

この議論の中で、「青梅市の文化」についても改めて議論を行い、「新たな文化施設」が前段で述べたとおりの想いを叶えるためにも、青梅市の文化振興について指針等の必要性についても付帯提案として述べさせていただきます。

懇談会による議論、本報告書が青梅市の文化振興のみに限らず、市の活性化に寄与することと、今後の基本計画、実施計画と、実現に向けた早期検討を市民とともに歩んでいただきたいことを切に願います。

青梅市市民ホールに関する懇談会

会長 伊藤 裕夫

I 懇談会の目的、位置付け等

1 青梅市市民ホールに関する懇談会の目的と位置付け(設置要綱より)

(1)目的

東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用（以下「事業用地の利活用」という。）における主要な施設の一つである市民ホールに関する事項の検討に当たり、市民、利用者、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的とする。

(2)所掌事務

青梅市市民ホールに関する懇談会は以下の事項を所掌するものとしている。

- ・市民ホールの機能や形態に関すること。
- ・その他市民ホールに関すること。

2 懇談会の構成

懇談会は文化芸術政策、ホール等の施設の運営実務、公共施設マネジメント、ホール等の設計等の文化芸術に造詣が深い有識者として4名、実際にホールを中心的に活用する青梅市文化団体連盟からの選出者、青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーター、青梅商工会議所からの選出者、および市民代表の6名、計13名で構成されています。

なお、ホールを利用する方、利用されない方、様々な方からの意見を集約するために、市民代表の6名に関しては青梅市では初の試みである、年代別に住民基本台帳から無作為抽出で委員の就任応募を行いました。

II 課題

懇談会における背景等を含む課題を以下のとおりとします。

なお、本報告書では、「市民ホール」という名称はステージ等を有した「ホール型施設」と限定的に捉えがちであるため、統一して「新たな文化施設」という名称を用います。

1 東青梅1丁目地内諸事業用地に建設予定の「新たな文化施設」のあり方と内容

「新たな文化施設」については「東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想」のほか、青梅市の各種計画において、次頁の図の通り位置付けられおり、この位置付けを前提としています。

計画名称	位置付け
第6次青梅市総合長期計画	機能集積の促進として、国等の官公庁施設の集約化に努めるとともに、市民ホールの検討を進めるなど、利活用によるまちの活性化に取り組めます。
青梅市公共施設等総合管理計画	再編モデルB「新市民ホール等複合施設（仮称）の整備」として位置付け。
青梅市中心市街地活性化基本計画	東青梅南口にある市の諸事業予定地において、新市民ホールの他、官庁機能を集約化した複合施設を整備することで、にぎわいの創出を図る。

2 「青梅市の第7次総合長期計画基本構想(案)」の基本理念・まちづくりの基本方向との合致

現在策定が進められている「第7次青梅市総合長期計画」の案に掲げられている、3つの基本理念、「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」、「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」が懇談会において議論されたコンセプトに合致していると考えます。そのため、この「新たな文化施設」がこの総合長期計画を実現する上で必要不可欠なものであると言えます。

また、同計画案の基本姿勢は「あそぼうよ！青梅」とあり、“あそび”は文化の基本であり、この姿勢についても「新たな文化施設」の方向性が合致していると考えます。

3 「新たな文化施設」の施設形態(ハード)だけでなく、その前提となる使われ方(機能・運営:ソフト)

「新たな文化施設」について、単にホール機能や規模等を考慮するのではなく、事業用地の利活用全体を通じて、建設後の機能や運営についても検討の範囲としています。

Ⅲ 付帯提案

次章より「新たな文化施設」に関する具体的な検討報告に入りますが、懇談会での議論の中で、この「新たな文化施設」がホール機能のみに限らず、市のまちづくりにもたらす影響や「青梅の文化」を振興する上での役割等の様々な意見が出ました。

具体的な提言の前に、これらの意見を付帯提案として以下に表します。

1 目指すべき文化のあり方

「新たな文化施設」がより良いものとなるため、「青梅の文化」のあり方（位置付け）を明らかにし、文化施策の向かうべき方向や考え方などの明文化した条例やビジョン等の策定を提案します。

2 市組織における文化振興を担当する部署の設立

現在、青梅市には教育委員会内に文化課といったセクションがありますが、所管としては文化財や芸術品といったモノを基本としています。

また、文化交流センターの所管は社会教育課となり、文化を担当する部署が複数化している現状が見受けられます。

この「新たな文化施設」や既存の文化交流センターを含め、青梅市において文化を振興する上での明確な担当部署の設立を提案します。

3 今後の基本計画策定からの市民参画

今後、「新たな文化施設」の建設に向けて、具体的な内容を基本計画にて策定が予定されていますが、「新たな施設」が様々な市民に愛され、利用されるためにも、基本計画策定の段階から利用者である市民、団体、有識者等、また、現在「ホール」等を利用していない市民からも意見を広く聴取し基本計画の策定につなげることを提案します。さらに、その後の竣工に至るまで、様々な場面での情報公開や市民の参画・協働を提案します。

4 コスト

懇談会では明確なコスト分析までは議論となっていませんが、「新たな文化施設」が長期間にわたって存在し続けるためには、施設の建設コストのみならず、運営コストを検討する必要があります。

懇談会の中では受益者負担の仕組みや、運営によるランニングコストの捻出などの意見が出ました。

第1章 「新たな文化施設」に求められるもの(コンセプト)

青梅市の今後のまちづくりの基本理念や基本方向、青梅ならではの伝統文化の継承や、新たな芸術文化の創出、誰もがつながる地域づくり、そして豊かな自然と都市機能の調和を踏まえた、これからの青梅のシンボルとなる「新たな文化施設」のコンセプトを以下に表します。

I 旧市民会館に代わる施設(ホール機能)

青梅市民会館は昭和41年に設立され、市民などの利用や自主事業、文化祭の会場として平成28年度まで利用されてきました。ホール客席数は585席と建設当時の人口規模が61,000人程度に対する市民ホールであり、現在の人口規模で全市を対象とした施設としては不十分とも考えられますが、中規模ホールとして十分に活用されてきました。この幅広い活用は、市民の協力のほか、専門的な人材に恵まれ、多くの人に支えられたからでした。

このように市民会館のホールでは文化活動の鑑賞、発表、体験など多くの市民に親しまれた施設であり、青梅の文化活動の拠点であったと言えます。

「新たな文化施設」についても市民会館同様に青梅の文化の拠点となるとともに、多くの市民に親しまれるものである必要があります。

また、市民会館に代わる機能だけではなく、これからの時代の文化的ニーズにも応えられる青梅の文化活動の拠点として、青梅に伝わる伝統や産業等を組み合わせた新たな文化の創出につながるものとする必要があります。

II まちの新しい中心施設

市の計画等において、青梅駅周辺は、「古くからの商店街や街なみが存在し、地区内はもとより、周辺部にも寺社や美術館などの史跡や文化的施設が点在しており、さらに大規模な永山公園や釜の淵緑地などのレクリエーション施設も立地しています。また、歴史を伝える青梅大祭やだるま市などのイベントも開催されています。」としており、同様に東青梅駅周辺は、「市域の東西・南北を結ぶ道路の結節点であり、公共施設が集積しています。」となっています。さらに、河辺駅周辺については「土地区画整理事業により基盤整備が完了した地域であり、東部の産業集積地に近接しています。」としており、「新たな文化

施設」建設予定地が青梅駅周辺として古くからの歴史文化と河辺駅以東の新たな居住地との接合点となり、また、市役所等の行政機能と接していることから、賑わいや交流を生む場としての期待があります。

また、単に地域間での交流にとどまらず、世代を超えた交流を促すような施設である必要があります。

そのため、単にホール機能にとどまらず、ホールを利用する人もしない人も、人々が集まり、交流することができる「市民の広場」としての都市的機能が重要となります。

Ⅲ 「美しい山と溪谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」を体現

青梅の一番の魅力と言っても過言ではない、自然を取り入れることにより、「新たな文化施設」がより魅力的なものになると考えます。

また、歴史や伝統を取り入れることにより、ストーリー性を持たせ、ホール等の施設利用者以外からも利用され、愛される施設となります。具体的には青梅産等の木材を全面的に利用し、温かみのあるものにするなどの案があります。このように前述した、地域との交流、世代を超えた交流と自然との交流を取り入れることが重要と考えます。

建設予定地となる東青梅1丁目地内諸事業用地は景観にも優れ、青梅・奥多摩の山並みが展望できるため、この立地条件を利用し、建物全体が自然に溶け込み、機能としても自然を活かすことが挙げられます。

「新たな文化施設」は、現在策定が進められている「第7次青梅市総合長期計画（案）」の基本理念である「美しい山と溪谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」を体現するランドマークとなり得るものになると考えます。

さらに、青梅以西への観光やレジャー等に訪れる人に対しても訴求できるようになり、より一層の賑わい創出にも貢献できると考えます。

第2章 「新たな文化施設」の機能・形態

I ホールに求められる機能・形態

1 利用のされ方(ニーズ)からのホール規模等

ホールに対するニーズとしては従前より、市内小中学生の音楽鑑賞教室を開催するにあたり、1学年1,000人程度から約1,000席が一つの基準となっていました。この音楽鑑賞教室は現状として、福生市の市民会館を借用し、1学年を2分割し、2部制で実施しています。また、令和3年度における市内の出生者数は611人と、人口減少社会において今後も同程度の出生者数にて推移することが想定されます。

発表・体験・鑑賞の観点から発表に関しては市内の文化団体や市民主催者、学校等の利用が主たるものであると考えられます。

体験に関しては上記の音楽鑑賞教室を2部制で実施した場合、今後の人口推移から500～700席程度、また、鑑賞に関しては収益目的での興行の場合であれば、採算性から最低1,500席以上は必要とされていることから、ここに関しては収益目的での興行を主とする場として考えないものとしします。

よって、規模および席数については上記内容により旧市民会館のホールと同程度の中規模ホール(500～700席程度)が望ましいと考えます。併せて、専門的な文化団体の利用にも耐えられるよう、音響、照明、舞台機構等の特質性が重要となります。

なお、ホールの形態については、従前より、固定椅子式のひな壇型とロールバック等(茅野市民館のように客席機構のみならず台座までの可動を含む。)の機構をもった平土間型(多目的型)が考えられます。

使用用途としては、安定した座席でゆったりと鑑賞等が行えることが主目的であり、今回の懇談会ではコスト分析には至りませんが、この主目的を効率的に達成できるものが必要となります。

2 必要なホール付帯機能

ホール機能を有効活用することと、利用者の利便性等を配慮する付帯機能として以下のものが挙げられます。

まずは、観客席からの視覚的配慮を行った十分な広さの舞台が必要です。市民会館では舞台の構造上、活用方法が限られていました。また、舞台袖についても十分な広さが確保できておらず、上手・下手で

の移動がロビーを通らないと行き来できない等の問題があったため、それらを解決する機能を含めた舞台が必要と考えます。加えて、楽屋の整備や練習、リハーサル等を行えるスペースについても付帯機能として必要となります。

さらに、舞台袖や機材等の搬入における駐車スペース、外部からの経路等についても配慮する必要があります。

Ⅱ 交流施設として求められる機能・設備

1 多様な市民の利用・交流

前述のとおり、ホールを利用する市民以外にも「新たな文化施設」を利用するため、様々な市民が交流する場としての機能も求められます。

多様な目的に資するために建物の内外問わず多目的なスペースを有することにより、文化活動以外での目的にも対応することができます。また、「市民の広場」をコンセプトにあらゆる市民が集まりたくなるような仕組みが必要となります。

2 小規模多目的ホールの併設

協議を重ねる中で、従前の福祉センターが持ち合わせてきた機能と文化交流センターとの関係を配慮するとともに、前段の多様な市民の利用を目指すためには、前述した中規模ホールのほかに、小規模で多目的に使える平土間ホール（200～300人程度収容可能）の併設を提案します。

多目的ホールでは福祉センターの機能である会議室、バンケットとしての機能のほか、小規模な公演や、中規模ホールの利用者がリハーサル等に活用できるなど、活用の幅が広がり、稼働率の向上も見込まれます。

また、施設全体のバランスの中で利用の幅を広げるためにも小ホールを分割可能とすることも考えられます。さらに、バンケット機能を有することを前提に飲食を可能とするため、ケータリング等に対応できる簡易な配膳設備も必要となります。

3 屋外のイベントスペース

前述のコンセプトにおいて「市民の広場」となるため、目的を持った人も持たない人もすべての市民が気軽に利用できる施設となる必要があります。事業用地のスペースにもよりますが、屋外のイベント

スペースを設けるとことで、更なる賑わいと施設利用の幅が広がると考えます。

Ⅲ 自然との調和・まちのランドマークとなる外観等

1 自然と調和し、市の魅力を体現

青梅市の特徴は、東京都内でありながら、豊かな自然を有していることと、都市的機能の双方を有していることでもあります。「新たな文化施設」建設予定地となる東青梅駅周辺は、前述の通り青梅駅周辺にかけて、まさにこの自然と都市機能の調和を図るゾーンとも言えます。加えて、建設予定地は山々を展望できる立地条件を有しており、この高いポテンシャルを活かすためにも、木を全面に活用した青梅らしい形態をとることにより、第1章Ⅲで言う、青梅の歴史（林業）としてのストーリー性を体現でき、観光やレジャーなど、外部からの賑わいにもつながります。

併せて、立地条件は駅から徒歩数分圏内であり、非常にアクセスは良い一方、青梅市の特性から車を利用される方が多く、施設全体での駐車場についても景観等を十分に配慮した上で必要な台数の確保と、トイレの設置など細かな配慮が望ましいと考えます。

2 コンセプトを取り入れた市民に愛される外観

国内のホールは主に20～30年を節目にその時々々の社会情勢や財政事情により建て替えや廃止が行われています。しかし、ヨーロッパをはじめ諸外国のホールではその機能だけではなく、まちのランドマークとして100年以上、存在し続けている施設もあります。

この「新たな文化施設」についても外観を含めた、まちのランドマークとして市民に愛され存在し続けるような外観が重要となります。

第3章 「新たな文化施設」の運営

I 「新たな文化施設」が推進すべき事業

1 市民(市内団体)の活動への支援

中規模ホールとして、市民(市民団体等を含む。)の活動、発表の場としての事業を中心に考えます。また、文化交流センターでは規模的に実施が困難な事業や、音響、照明・舞台機構等のサポートや企画の相談や情報展開まで含めたコーディネート体制の提供等の支援がされることも重要と考えます。

2 本物の芸術文化に触れる機会の創出

上記のとおり、市民の発表の場であるとともに、市民が「本物の芸術文化」に触れることができる環境も必要です。そのためにも、音楽、舞台芸術等の主催公演に関する企画・実施能力(人材)や市民団体、市が協定を締結している音楽大学との共催、外部協力者とのネットワーク等を構築する体制による事業の展開が重要となります。

3 体験事業

文化と交流の機能を活かした、各種教室事業や、ワークショップ等の場づくり、また、各種団体等の協力を得ながらの伝統芸能や伝統工芸等の体験事業についても「新たな文化施設」で行われる重要な事業の一つであると考えます。

4 交流・共創事業

福祉センターが担っていた、レセプションに対応する事業を展開するとともに、既設の文化交流センターや、地域の拠点となる市民センターとつながり、芸術文化のみならず、青梅に伝わる伝統や、商業等を含む他業種ともつながる、共創事業を展開することで、市民等に対して広く文化を発信できるようになると考えます。

II 利用促進

「新たな文化施設」が稼働後の利用率向上のためにも、運営においては、「予約のしやすさ」や、様々な技術を用いた広報、良好な立地条件を活かした「親しみやすさ」、また、障がい者や妊婦など多様な人たちに対応する「やさしさ」が重要となります。

Ⅲ 運営組織と人材

1 運営組織

文化交流センターは市民コーディネーターが中心となって幅広い市民の交流の場（あそび場）として成功しています。

「新たな文化施設」についても、こうした市民の活力は欠かせない一方で、前述した中規模ホールや小規模な多目的ホールを活かした多様な事業を展開するための「専門人材」も欠かせません。

このように、市民活力と専門人材を組み合わせた「運営組織」が必要となります。

運営組織により、利用者に対して、専門的見地からの相談・アドバイス・広報等の支援や上記の「新たな文化施設」で行われる事業でも述べた、音楽、舞台芸術等の主催公演に関する企画・実施支援、また、人と人をつなげる交流活動の支援をすることで稼働率の向上にも寄与するものと考えます。

2 利用者協議会等の設置

文化活動のみに限らず、多種多様な活動の相談や連携・協働を推進する市民コーディネーターや、利用者との協議の場等を設置し、利用者間での交流や、新たな事業の創出を図る必要があると考えます。

3 幅広い連携

前述の「運営組織」をはじめ、幅広い市民の参加、若者の参加、課題となっている広域連携、市内外の教育機関等との連携などの仕組みづくりが必要となり、一過性のものにならない持続可能な体制づくりが必要と考えます。

参考資料

I 青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱

1 設置

東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用における主要な施設の一つである市民ホール（以下「市民ホール」という。）に関する事項の検討に当たり、市民、利用者、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、市民ホールに関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意見交換等を行う。

- (1) 市民ホールの機能や形態に関すること。
- (2) その他市民ホールに関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員13人をもって組織する。

- (1) 文化・芸術に造詣の深い有識者 4人
- (2) 青梅市文化団体連盟から選出された者 1人
- (3) 青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーター 1人
- (4) 青梅商工会議所から選出された者 1人
- (5) 市民代表 6人

4 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見等を取りまとめた結果を市長に報

告する。

8 任期

委員の任期は、委嘱の日から前項の規定による結果の報告のあった日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

9 庶務

懇談会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和2年6月23日から実施し、第7項の規定による結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

II 青梅市市民ホールに関する懇談会委員名簿

選出区分	氏名	備考
第1号	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問(前会長) 神奈川県文化芸術振興審議会会長
	松井憲太郎	元富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ 館長 木更津市市民会館検討委員
	山本 康友	東京都立大学 客員教授 創価大学 学士課程教育機構 客員教授
	米田 正彦	明星大学 建築学部建設学科 教授 一級建築士、構造設計一級建築士
第2号	橋本 研	青梅市合唱連盟会長
第3号	森本真也子	子どもと文化全国フォーラム代表理事
第4号	小澤順一郎	青梅商工会議所 会頭
第5号	久我 匠	公募市民
	島崎 友子	公募市民

	須田 和男	公募市民
	根岸 美英	公募市民
	岩永 英文	公募市民
	森田 美子	公募市民

※敬称略 3 ◎：会長 ○：副会長
 ※設置第12345 略第号号号号号 項の文化芸術は 次の造詣と深い。有識者
 第12345 号号号号号 文・市市商文工文 交流所から選出された者
 第12345 号号号号号 無作 為抽 出に よる 市民 代表 コーディネーター

Ⅲ 青梅市市民ホールに関する懇談会開催経緯

回	開催日	懇談内容
第1回	令和3年 4月28日	・懇談会設置目的等の経緯および計画等の説明 ・ホールに関する意見交換
第2回	令和3年 7月19日	・近隣ホールの設置状況および市内施設の稼働率の説明 ・ホールに関する協議
第3回	令和3年 11月11日	・近隣ホールおよび市内施設の稼働率説明 ・委員が考える市民ホールについてプレゼン形式にて発表
第4回	令和4年 5月26日	・前回までの意見をカテゴリー別に分類し主にコンセプトについて協議
第5回	令和4年 7月1日	・ワークショップ形式にて実施 ・青梅の文化について ・施設の運営等について
第6回	令和4年 8月22日	・報告書の骨子案について
第7回	令和4年 10月5日	・報告書案について

IV 懇談会での主な意見 別紙「懇談会意見一覧」